

外来生物について

外来生物（外来種）

もともといなかった国や地域に、人間の活動によって持ち込まれた生き物を指します。もともとその地域にいた生き物は、「在来種」と呼ばれます。

特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれのあるもので「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）により指定されたものを「特定外来生物」といいます。

外来種被害予防3原則

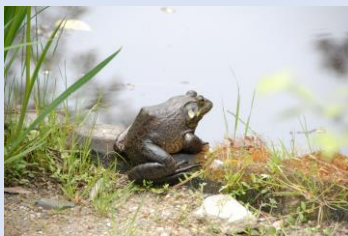
- 1 入れない
～悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」
- 2 捨てない（逃がさない・放さない・逸出させないことを含む）
～飼育・栽培している外来種を適切に管理し「捨てない」
- 3 拡げない（増やさないことを含む）
～既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」

蟹江町で確認されている特定外来生物

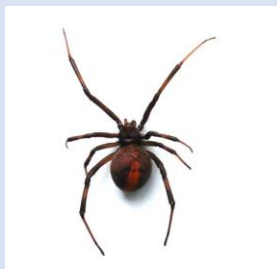
ヌートリア



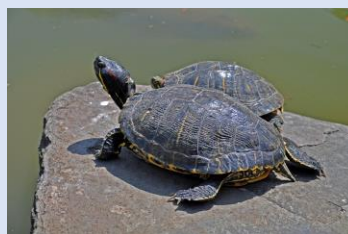
ウシガエル



アライグマ



セアカゴケグモ



アカミミガメ



オオキンケイギク

	ペットとして飼う	生きた個体を無償で譲ったり、譲り受ける	生きた個体を野外に逃がす	生きた個体を販売・購入する
特定外来生物	×	×	×	×
条件付 特定外来生物 (アカミミガメ)	○	○	×	×

「ヌートリア」「アライグマ」「ウシガエル」「アカミミガメ」「セアカゴケグモ」「オオキンケイギク」の写真の出典

：環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/nature/intro/4document/asimg.html>)

蟹江町役場産業建設部環境課
0567-95-1111（内線151、153）